

入札公告（自家用電気工作物保守契約）

次のとおり一般競争に付します。

令和2年1月31日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構帯広病院長 菊池 洋一

1 調達内容

（1）購入等件名及び数量

自家用電気工作物保守契約

（2）調達件名の特質等

入札説明書及び仕様書による。

（3）契約期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（4）点検場所

独立行政法人国立病院機構帯広病院

（5）入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので次の事項のとおり入札をするものとする。

- ①入札金額は、自家用電気工作物保守料金の契約期間の総額を記入するものとする。
- ②入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争参加資格

- （1）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」でA、B、C又はDの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有している者。
- （2）独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第5条に規定される次の条項に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、競争に参加する資格を有しない。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
 - （ア）契約を締結する能力を有しない者
 - （イ）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - （ウ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- （3）独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第6条に規定される次の条項に該当す

る者、当該事実該当する者を使用する者で、その事実があった後一定期間経過していない者は競争に参加する資格を有しない。なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - (ウ) 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (ク) 前各号に類する行為を行なった者
- (4) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - (イ) 経営状況又は信用度が極度に悪化している者
- (5) 電気事業法施行規則第52条第2項の要件を満たすものであること。
- (6) 故障時に、遅くとも1時間以内に病院へ到着し対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒080-8518 北海道帯広市西18条北2丁目16番地
国立病院機構帯広病院 企画課 契約係 田中 大貴
電話 0155-33-3156
- (2) 開札の日時及び場所
令和2年3月2日(月) 11時00分 国立病院機構帯広病院 会議室
- (3) 入札説明会
必要に応じて実施する。

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
- ① この一般競争に参加する者は、封印した入札書に2の(1)の競争参加資格を有することを証明する書類を添付して入札書を提出しなければならない。

② 日常の病院運営に支障を期たさないよう配慮し、病院の要求に速やかに対応できること。

入札者は開札日前日までに、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約予定者の決定方法

契約相手方の決定は、契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内において最低価格をもって有効な入札申込みをした者を交渉権者とし、その者が複数いた場合は順位を決め、その交渉が不調となった場合は次の交渉権者と交渉し決定するものとする。

(7) 詳細は入札説明書による。